

社会福祉法人三翠会・役員等の報酬、手当及び費用弁償に関する規程

(総則)

第1条 この規程は、社会福祉法人三翠会（以下「当法人」という。）定款第9条および第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）、評議員及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(役員等の勤務形態)

第2条 役員は、これを分けて常勤及び非常勤とする。

2 評議員、評議員選任・解任委員は非常勤とする。

(報酬等)

第3条 常勤役員（常勤的を含む：以後同じ）には、勤務形態に応じて、報酬及び通勤手当を支給する。ただし、当法人職員を兼務し、給与を支給している者に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

2 非常勤役員、評議員及び評議員選任・解任委員（以下「非常勤役員等」という。）には、職務に応じた報酬を支給するものとし、賞与及び退職手当は支給しない。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 理事長の報酬については別表1に定める額
- (2) その他の非常勤理事の報酬は、別表第2に定める額
- (3) 監事の報酬は、別表第3に定める額
- (4) 評議員の報酬は、別表第4に定める額
- (5) 評議員選任・解任委員の報酬は別表5に定める額
- (6) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費（本規程8条）、宿泊料（旅費規程）を支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 理事長に対する報酬等の支給時期は、当月分の報酬及び通勤手当を当月28日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与第6条に準じた日とする。

2 その他の非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度支給する。

(報酬等の日割り計算)

第6条 新たに理事長、統括施設長に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 理事長が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第7条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、切り上げによる端数処理を行う。

(旅費)

第8条 非常勤役員等の旅費については交通機関の実費又は自家用車は往復の距離1キロにつき40円を実体により支払う、また必要により高速道路、有料道路の料金も支払う。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

別表1（理事長及び理事兼統括施設長の報酬（第4条第1号関係））

役職名	報酬の額	勤務形態
理事長	年額6,000,000円	非常勤（不定日）

別表2（その他の非常勤理事の報酬（第4条第2号関係））

区分	日額
理事会・評議員会への出席	10,000円
公認会計士・弁護士としての観点から業務や調査を行うため に出勤	80,000円
上記の他、法人及び施設業務のため に出勤	10,000円

別表3（監事の報酬（第4条第3号関係））

区分	日額
理事会・評議員会への出席	10,000円
公認会計士としての観点から帳簿等の調査を行うため に出勤	80,000円
監事監査等への出席	20,000円

別表4（評議員の報酬（第4条第4号関係））

区分	日額
評議員会への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のため に出勤	10,000円

別表5（評議員選任・解任委員の報酬（第4条第5号関係））

区分	日額
評議員選任・解任委員会への出席	10,000円

備考

- 源泉所得税については 常勤者は税額表の甲欄適用とし、非常勤者については乙欄適用により徴収する。